



Niigata
Industrial
Creation
Organization

令和6年度
海外商流構築支援事業費助成金

募集案内

令和6年4月
公益財団法人にいがた産業創造機構

目 次

●制度の概要	
1 制度の目的	1
2 制度の概要	1
3 助成対象事業の種類	1
4 助成対象事業者	2
5 事業概要	3
6 助成事業の流れ	5
7 事業実施スケジュール	6
8 申請書提出期限	6
●助成対象経費	
1 助成対象となる経費の考え方	7
2 助成対象経費	8
3 事前着手制度	10
●申請方法	11
1 提出書類	11
2 提出方法	11
3 助成事業の決定方法	11
●審査項目	12
●注意事項	13
1 申請時の注意事項	13
2 他機関が出展のとりまとめを行う見本市・展示会等への出展時	13
3 交付決定後の遵守事項	14
4 グループ又はコンソーシアムによる共同申請に関する注意事項	14
●外国旅行の宿泊費の助成対象経費上限額	15

制度の概要

1 制度の目的

本事業は県内企業の優れた商品・製品・サービスについて、海外の市場調査及び販路開拓や現地販促等に要する経費の一部を助成することにより、海外市場を本県の需要として取込み、海外での商流を構築するとともに、将来的な海外拠点の設置により現地での販路を確立し、もって本県経済の成長を図ることを目的としています。

※ 海外の生産拠点の新設・拡充や三国間貿易を前提とした事業計画は支援対象外です。

2 制度の概要

本事業の概要は以下の通りです。

項目	要件
概要	新潟県内の中小企業者等が、自社の優れた製品に対して海外展開を図るうえで不可欠な市場調査、新商品開発・認証取得、展示会出展、現地での販促活動等を行うことにより、ターゲットとする諸外国での商流を構築することを支援するものです。
助成金額	150万円以内（地域中核企業は300万円以内）
助成率	1／2以内
実施期間	交付決定日から令和7年2月14日（金）まで <2か年申請の場合の2年目の事業実施期間> 令和7年2月15日（土）から令和8年2月13日（金）まで

3 助成対象事業の種類

次の3種類があります。最大2か年度の申請ができ、各事業は併用実施可能です。

事業概要	内容
(1) 海外市場調査事業	販路が確立されていない諸外国・地域を対象に実施する海外市場調査に要する経費の一部を助成します。
(2) 海外販路開拓事業	①海外見本市出展 海外見本市等（オンライン見本市含む）への出展に要する経費の一部を助成します。 ②輸出用商品の開発ならびに改良 ③輸出向け認証取得 海外向商品開発や改良、認証取得にかかる経費の一部を助成します。 ④越境EC構築 越境ECサイトの新規構築（自社サイト構築・越境ECモール出展）に要する経費の一部を助成します。
(3) 海外展開加速化事業	現地での販促、認知度向上に向けた取り組みに要する経費の一部を助成します。

4 助成対象事業者

以下の（１）または（２）に該当する企業等であって、申請時点において本事業の実施国・地域に（３）に規定する海外拠点を有していないこと

（１）地域中核企業*1 又は地域中核企業を含むグループ

*1 「地域中核企業」とは、以下の条件全てを満たす中小企業者をいう。

ア 新潟県内に事業所を有すること

イ 県内企業（アの条件を満たす企業をいう。以下同じ。）5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等（「材料費」、「仕入」、「外注費」および製造原価報告書の「消耗品費」。単なる商品購入は該当しない。）の発注実績を有すること

ウ 直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上であること

※地域中核企業として申請する際は、発注額に応じた書類の提出が必要となります。

例：発注額1億円以上として申請する場合は総額で1億円以上の疎明資料が必要

（２）中小企業者*2（中小企業者のコンソーシアム*3を含む）

*2 「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条に規定する中小企業者をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

・「資本金」は、資本の額又は出資の総額をいいます。

・「従業員」は、常時使用する従業員をいい、事業主、会社の役員、臨時の職員を含みません。

※業種ごとに定められている資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たしていることが必要です。

*3 「中小企業者のコンソーシアム」とは、以下の条件を全て満たす団体をいう。

ア 県内に事業所を有する3社以上の中小企業者が参加すること

イ 直近2期連続の売上高合計（コンソーシアム参画企業の売上高合計）が5億円以上であること

・ 県内の法人格を有する商工団体や各種組合（事業協同組合、企業組合、商工組合等）などの中小企業者等の団体がコンソーシアムに参画することや本事業の代表団体になることも可能です。ただし、**任意団体は対象になりません。**

・ 単なる取引関係や資本関係にある事業者間の連携や、実質的に個別中小企業での取り組みが妥当と認められる場合は対象になりません。

※ 上記以外にも一部対象にならない組合等もありますので、あらかじめにいがた産業創造機構にお問い合わせください。

（３）海外拠点

以下の条件のいずれかに該当する法人を指す

ア 諸外国・地域において、現地法人として登記されていること

イ 諸外国・地域において、本社支店として登記されていること

ウ 諸外国・地域において、現地企業との合弁または出資等を行っていること。

・ 営業実態により、上記以外にも申請対象とならない場合があります。

5 事業内容

(1) 海外市場調査事業

これまでに販路が確立されていない諸外国・地域における提携先の獲得や海外拠点の設立を視野に入れた、助成対象事業者が実施する海外市場調査（オンライン含む）

【調査例】

- ・ 現地ディストリビューターや販売候補先との商談活動
- ・ テスト販売（※）実施による一定数量のサンプルデータの取得
- ・ 現地調査会社等へのマーケティング調査委託（嗜好性調査等）
- ・ ターゲット国での購入型クラウドファンディングの実施（※2）

【留意点】

- ・ 複数の国・地域を対象とすることも可能です。
 - ・ 同一年度内の回数制限はありません。
 - ・ 同一国での調査は令和5年度から通算し累計で2年を上限とします（令和5年度海外展開加速化支援事業から通算します）
 - ・ **見本市や店舗、工場等の視察・見学のみの渡航は助成対象外です。**
- ※「これまでに販路が確立されていない国・地域」の考え方
- ・ 単に、現在ある販路を維持するための訪問や定例的な訪問活動は対象外です。
 - ・ 既に海外拠点（P2（3）に定義）が確立されている国・地域は対象外です。

※テスト販売については、以下の要件を全て満たす場合に助成対象とします。

- ・ 販売期間が概ね1ヶ月以内となるものであること
- ・ 同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと
- ・ テスト販売品には、通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、「テスト販売価格」などと、テスト販売品である旨を明記することが可能なもの

「テスト販売」とは

助成事業者が試作品を「①助成事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース」又は「②第三者への委託」等を通じて、限定された期間等に不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品使用、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動につなげるための事業です。

※2クラウドファンディングにかかる留意点は以下の通りです。

- ・ クラウドファンディングの活用については、金銭支払いの対価として製品・サービスを提供する「購入型」のみを対象とします。なお、クラウドファンディングの組成に失敗または中止する場合に発生する経費は対象としません。

(2) 海外販路開拓事業

①海外見本市出展

販路開拓のために海外で実施する以下の事業

- ・ 他社が主催する見本市・展示会等への出展（オンライン見本市（※）を含む）
※ 本事業でいう「オンライン見本市」とは、諸外国・地域で実施される BtoB を目的とした見本市に付随して実施されるオンライン事業を指します。
- ・ 自社が主催する商談会・内見会（渡航し現地で実施するもののみ）

【留意点】

- ・ 同一年度内の出展回数に制限はありません。
- ・ 販売を主体とするもの（卸売会等）や不特定多数のバイヤーとの商談が見込めない事業は対象外です。

※2か年にわたる事業実施について

- ・ 発生した各経費について、年度毎に実績報告・精算となります。
(各年度の助成対象期間等は、6ページをご参照ください)
1年目に発生した経費：1年目に実績報告 ⇒ 精算
2年目に発生した経費：2年目に実績報告 ⇒ 精算
- ・ 2か年申請においても、単一の見本市へ出展する場合（※）の助成上限額は1か年申請の上限金額が適用となります。
※1年目：参加料、航空券などの経費支払いのみ 2年目：当該見本市出展

②輸出用商品の開発ならびに改良

マーケットイン型商品開発または現地ニーズに応じた商品改良

【留意点】

- ・ 具体的な商流相手（見込み先）があり、開発（改良）後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります。
- ・ 資材等は本事業用に明確に区分されることが必要です。
- ・ 試作品並びにテストマーケティング用商品に限ります。

③輸出向け認証取得

輸出向けに不可欠な各種認証の取得（ハラール認証等）

【留意点】

- ・ 具体的な商流相手（見込み先）があり、認証取得後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります。

④越境 EC 構築

越境 EC サイト製作（モール出店含む）ならびにプロモーション活動

【留意点】

- ・ 新たに越境 EC サイトの制作、越境 EC モールへの出店を行う場合が対象です。
- ・ 既に対象国向け越境 EC サイトを有している、もしくは越境 EC モールに出店している場合は、プロモーション活動も含め本事業を利用することはできません。

(3) 海外展開加速化事業

一定の現地商流を持つ諸外国において、更なる売り上げ拡大や商品の定番化に向けて事業者ならびに現地ディストリビューター等と一緒に実施する現地での販促活動

【実施例】

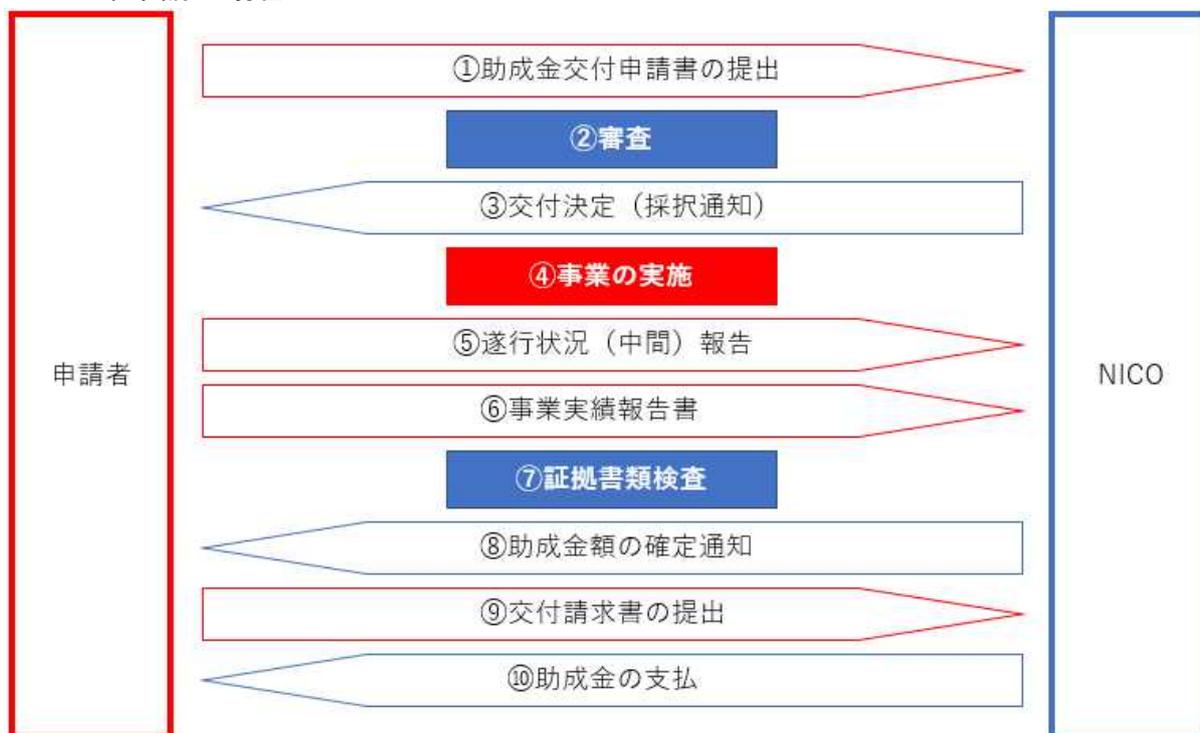
- ・ 試食・試飲販売や現地での集客イベントの開催
- ・ 期間限定のポップアップストアの開設によるPR活動
- ・ 現地でのSNSや、ライブコマース、広告媒体等を活用した取り組み

【留意点】

- ・ 現地に商流を持っていることが前提であり、ディストリビューターやプロモーターなどと連動して現地で実施する事業が対象となります。

6 助成事業の流れ

< 1 か年申請の場合 >



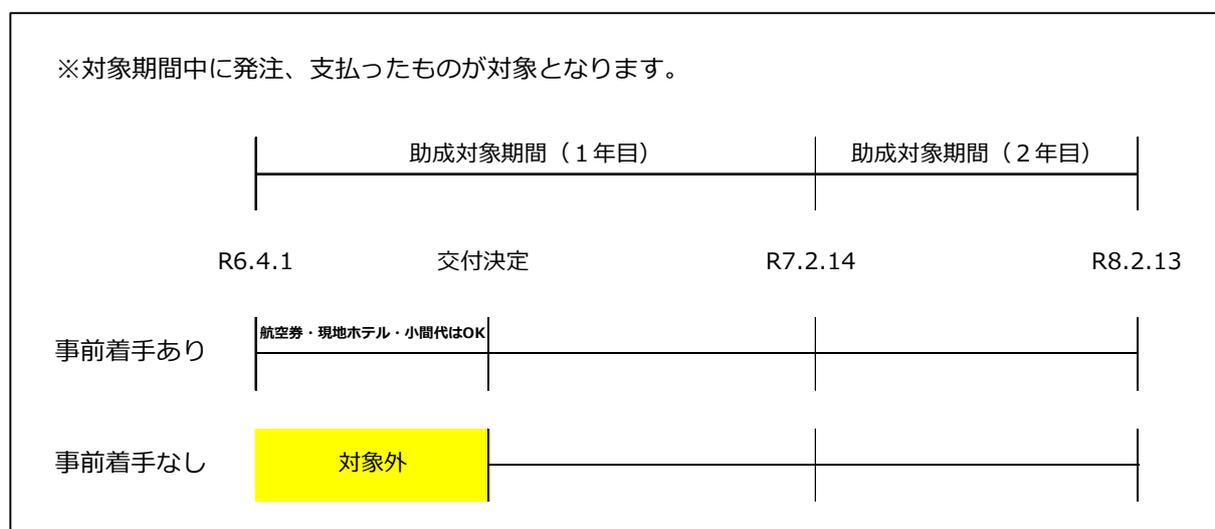
< 2 か年申請の場合 >

1 か年目に2年分をまとめて交付決定を行いますので、2年目は④から実施して頂きます。

7 事業実施スケジュール



※対象期間中に発注、支払ったものが対象となります。



8 申請書提出期限

令和6年5月20日（月）17:30（電子メール必着、データにて提出）

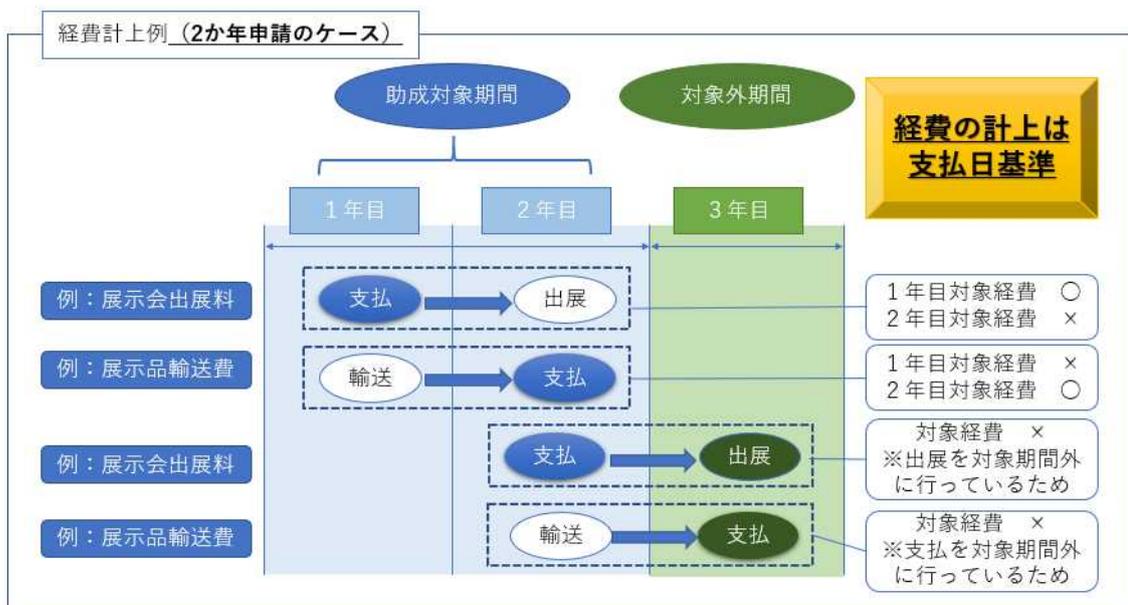
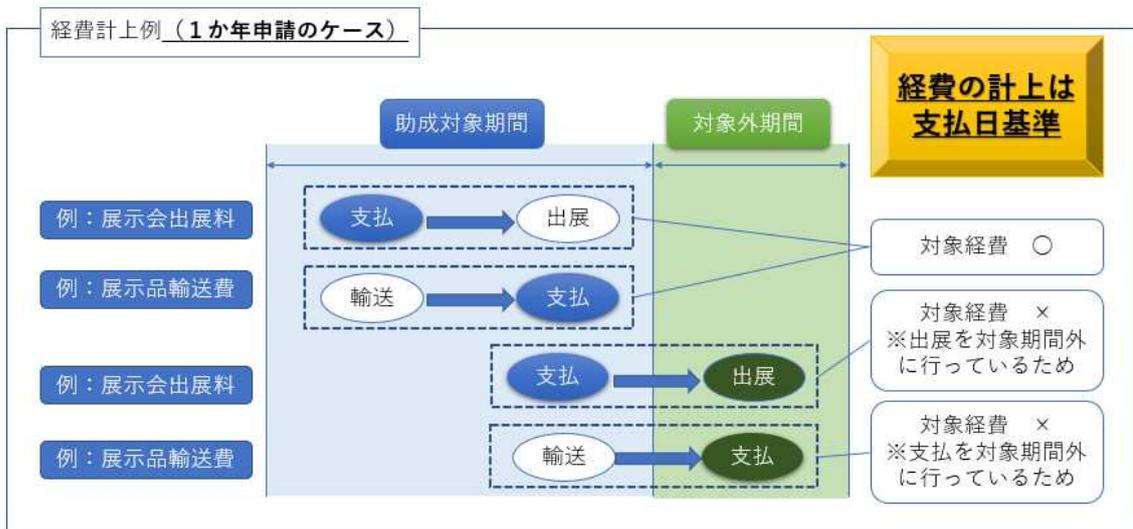
※翌日より審査を開始しますので、提出期限以降の申請は受付できません。

助成対象経費

1 助成対象となる経費の考え方

以下の条件に適合していることが必要です。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業実施のために必要な最小限の経費であること。
- (2) 助成対象期間内（1年目の助成対象経費は交付決定日から令和7年2月14日までの支払い、2年目の助成対象事業経費は令和7年2月15日から令和8年2月13日まで）に契約、支払が完了した経費であること。
- (3) 証拠書類（請求書、領収書、Eチケット等）によって助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できるもの。
- (4) 支払日が計上日となること。ただし、助成対象期間中に「対象経費の支払」と「支払分の事項（例：展示会への出展、展示品の輸送等）」を行う必要があること。



2 助成対象経費

事業実施に必要な以下の経費が助成対象となります。

助成対象経費 (各事業共通)	①謝金（専門家等）	⑦広告宣伝費
	②旅費（海外渡航費・現地宿泊費）	⑧認証取得費
	③通訳・翻訳費	⑨商品開発費
	④通信運搬費	⑩販売促進費
	⑤会場借上費	⑪越境ECサイト等関連費
	⑥展示装飾・設営費	⑫委託費

※ 助成対象事業に合致した経費である必要があります。

(1) 各経費の説明

① 謝金（専門家等）

事業実施に不可欠な指導・助言を受けるために依頼した外部専門家（コーディネーター、委員、講師等）に対して支払われる謝礼金。

※ 謝金額については、助成対象事業者が定める規定（内規）等で明確であるか、社会通念上妥当な金額である必要があります。

② 旅費（海外渡航費・現地宿泊費）

事業実施する国・地域への渡航に必要な航空券代（複数の国・地域で実施する場合の当該国・地域間の移動を含む）、現地宿泊費。

（1社での出張の場合は2名を、グループまたはコンソーシアムによる出張の場合は1社あたり1名を上限とする。）

※1 ビジネスクラス等、特別に付加された料金については助成対象外とします。ただし、エコノミークラス料金と特別に付加された料金が明確に区分できる場合は、エコノミークラス料金部分について、助成対象経費とします。

※2 旅費に関しては、社員と同伴する外部専門家等を含めることが可能です。

※3 出張行程上不可欠な日本国内での前泊・後泊は対象となります。

※4 助成対象事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方法により助成対象経費と助成対象外経費に区分します。

③ 通訳・翻訳費

助成事業で使用する資料等の翻訳、通訳に要する経費。

④ 通信運搬費

打ち合わせ等のための資料の郵送料、機器・機材等の運搬のために支払われる経費。

⑤ 会場借上費

会場賃借料、ブース賃借料、見本市等の参加負担金。

※1 他団体等が取りまとめる展示会の共同出展にかかる参加費用等も含まれます。出展面積は問いません。

※2 国・市町村、又はそれらが設立主体の独立行政法人等で国費が充当されている場合、助成対象とならない場合があります。詳細はP12に記載がありますので確認ください。

⑥ 展示装飾・設営費

展示装飾、ブース設営等に要する経費。

※ イベント用什器購入など複数回利用可能で資産性が認められる経費は対象外です。

⑦ 広告宣伝費

助成対象事業の実施に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広告媒体等を活用するために支払われる経費。

※ 作成するパンフレットは必要最小限にとどめ、事業期間中に全て配布することを原則とします。

発注数量や作成内容により、対象外となる場合があります。

⑧ 認証取得費

助成事業にかかる認証を取得する際に必要な経費。

※ 認証取得のみを目的とする申請はできません。認証取得後に展示会出展や商談等を行う計画である必要があります。

⑨ 商品開発費

助成事業の実施に必要な原材料・副資材等に支払われる経費並びに試作品等の設計、デザイン、改良等に要する経費。

※ 1 商品開発のみを目的とする申請はできません。具体的な商流（商談）相手があり、開発（改良）後に商談等を行う計画である必要があります。

※ 2 副資材とは試作開発に必要な消耗品等を指します。

※ 3 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、事業期間中に使い切ることを原則とします。事業終了時点で未使用残存品に相当する経費は助成対象となりません。

※ 4 原材料費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にする必要があります。

⑩ 販売促進費

現地での販促等に関連して、代理店等に対して支払う経費。

※ 当該国での輸出実績を疎明するとともに、実施予定の企画書（任意様式）が必要です。

⑪ 越境ECサイト等関連費

越境ECサイトの新規構築またはモールへの出展に関連して支払う経費。

⑫ 委託費

助成事業者が直接実施することができない又は適当でないものについて、第三者に行わせるために必要な経費。

※ 1 仕様書や企画書等により、委託内容や金額を明示する必要があります。また、委託内容や金額等が明記された契約書を締結し、原則、委託する助成事業者に成果物等を帰属させる必要があります。

※ 2 助成対象経費のうち、委託費の占める割合が50%を超えている場合においては、その必要性等について申請書内で詳細な説明が必要です。

※ 3 委託内容に助成対象外となる経費が含まれている場合は助成対象となりません。ただし、助成対象となる経費とその他経費を明確に区分できる場合、一部対象経費として計上できる場合があります。

※ 4 クラウドファンディング事業者や電子商取引（EC）事業者を支払う利用費も含まれます。ただしオンライン上で手続を行い、発注書等を発行していない場合には、発注書等に代わるもの（電子媒体の

印字したものを用意頂く必要があります。※5、※6と併せ内容により助成可否を判断します。

※5 クラウドファンディングや電子商取引（EC）等のサービス利用料等は、テスト販売を行う場合のみ、助成対象経費として計上することができます。

※6 クラウドファンディングや電子商取引（EC）等のサービス利用料等については、本事業の実施に伴い新たに発生した経費部分のみが助成対象となります。既にサービス利用料等が発生している場合は、通常の事業活動のためと判断し助成対象外とします。ただし、既にサービス利用料が発生している場合でも、本事業の実施に伴い新規で発生した部分(掲載料等)については助成対象となります。

※7 クラウドファンディングの活用については、金銭支払いの対価として製品・サービスを提供する「購入型」のみを対象とし、「寄付型」「投資型」については本事業の対象外とします。

(2) 助成対象経費全般にわたる留意事項

ア 助成事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。本事業において助成対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りです。

※ 助成対象ではない用務と併用した渡航の場合、区分が明確になっていない場合は、すべてが助成対象外経費になる恐れがあります。

イ 委託費の計上における委託先の選定にあたって、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。また、委託する事業内容の性質上、相見積をとることが困難な場合は、当該企業等を選定した理由書（様式任意）が必要となります。

(3) 助成対象経費とならない経費

ア 助成対象期間内に契約から支払までの一連の手続が行われていない経費

イ 助成事業とは関係のない経費

ウ 領収書等の支払証拠書類が不備の経費

エ 他の取引と相殺して支払が行われている経費

オ 公租公課（消費税・国際観光旅客税）、各種手数料（振込手数料、海外送金手数料、収入印紙代等）

カ 食事代、土産代、人件費（給与、残業手当等の諸手当）、日当、海外旅行保険代、電話代、インターネット利用などの通信経費

キ 国費を財源とした他の補助金により助成されている経費

3 事前着手制度

助成対象期間は交付決定日以降ですが、交付決定前に事業着手が必要な場合、申請書提出期限までに第8号様式による届出を行うことで、旅費（海外渡航費並びに現地宿泊費）と会場借上費について令和6年4月1日以降を助成対象期間とすることができます。

※事前着手制度の留意点

- ・ 事前着手日は経費の支払予定日とします。
- ・ 渡航や出展等の実施は、交付決定日以降とします。
- ・ 交付決定日までに終了予定の事業は助成対象外とします。
- ・ 事前着手届を提出した場合であっても、令和6年4月1日より前に行われた契約（支払）等は、助成対象外です。
- ・ 事前着手届の提出は、助成金の採択を約束するものではありません。
- ・ 不採択となった場合、仮に事前着手届を提出し、既に経費を支払っていても、支払った経費についての助成はありません。

申請方法

1 提出書類

- 助成金交付申請書（第1号様式）
- 申請者等概要（第1号様式別紙1-1）
 - [地域中核企業の場合]
 - ・県内他社への自社製品用部材発注額一覧（第1号様式別紙1-2）
 - ・県内他社への自社製品用部材等発注実績と確認できる書類の写し（第1号様式別紙1-3、発注伝票等5社×2回分）
 - [グループやコンソーシアムの場合]
 - ・構成企業の情報（第1号様式別紙1-4）
- 事業計画書（第1号様式別紙2）
- 経費配分書（第1号様式別紙3）
- 暴力団の排除に関する誓約書（第1号様式別紙4）
- （別紙）海外商流構築支援事業 提出書類チェックリスト
- 添付書類
 - ・直近3期分の決算書類一式（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書、個別注記表等）の写し
 - ・会社概要が分かる資料（会社案内等）
 - ・商品・製品・サービスの概要が分かる資料（パンフレット等）
 - ・海外見本市出展の場合は、見本市（展示会）の概要が分かる資料
- （事前着手を希望される場合）事前着手届出書（第8号様式）
- （パートナーシップ構築宣言事業者に対する審査上の加点措置を希望される場合のみ）
パートナーシップ構築宣言文（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/index.html>）において掲載済のもの。）

2 提出方法

申請書類一式（押印不要）を電子メール（kaigai@nico.or.jp宛）で提出ください。

- ・ 申請資料は複数書類をPDFで一体化せず、それぞれの項目ごとのデータを提出ください（申請書はexcel形式、決算書等の付属資料はPDFで原則提出）。
- ・ 提出の際は提出書類チェックリストを使用し、不備の無いようご注意ください。
- ・ **申請書提出後、NICO担当者より受領確認の返信メールをお送りいたします。返信のメール送信をもって、申請受付完了となります。**申請書類送付後に一両日中に返信がない場合はメール不着の可能性もございますので、海外展開支援チームまで電話連絡をお願いいたします（電話：025-246-0063）。

3 助成事業の決定方法

- ・ 提出書類に基づき書類審査を実施します。申請内容に関するヒアリングを行うほか、審査会でプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
- ・ 審査結果は、文書データにて通知します。

審査項目

以下の項目・内容について、申請内容を審査します。

審査内容をご確認のうえ、第1号様式 別紙2 事業計画書は具体的にご記入ください。

審査項目	審査内容
①課題設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場獲得に向けた課題認識を有しているか ・ 実施内容は具体的か、また課題との関連性があるか
②製品・商品・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・製品・サービスの優位性に説得力があるか ・ 対象国での競合企業が把握されているか
③市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施地域は明確かつ適切に設定されているか ・ 当該市場について適切な現状分析がなされているか ・ 助成事業の実施により早期の海外市場獲得が見込まれるか
④実現性・収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場獲得に向けた具体的な取組を行っているか (輸出実績、海外見本市への出展経験、予備調査・情報収集の実施、外国語対応人材の雇用の有無等) ・ 対象国においてターゲットとなる顧客像(業界、業種)、対象国での競合企業が把握されているか ・ 海外市場獲得の取組を行う上での企業体力を有するか ・ (コンソーシアムの場合) 参画企業相互の連携した取組であり、代表企業が参画企業のとりまとめを行う能力を有するか ・ 実施スケジュールが明確であり、確実な実施が見込まれるか ・ 海外拠点の設立、現地企業等との提携が見込まれるか ・ 事業実施後の販路・販売手法は具体的に検討されているか ・ 過去の展示会出展等を振り返り課題を明確にしたうえで、必要な対応を記載する等、過去の実績を踏まえた事業計画になっているか。
⑤海外市場獲得で期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金額に対する売上規模等は妥当か ・ 企業の成長・発展につながる計画となっているか ・ 雇用・設備投資・発注の増加などの地域経済への波及効果、県内からの輸出(の誘発)が期待できるか

【審査上の加点措置について】 (R6 年度新規)

募集締切日時点において、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト*において宣言を公表している事業者に対しては、審査における加点措置を実施します。

※ <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

注意事項

1 申請時の注意事項

- (1) 「交付決定通知書」の受領後でないと、助成対象となる経費支出等はできません。
(事前着手届を提出した場合を除く)
※採択決定後、採択者に対し「交付決定通知書」を送付します。対象となる経費の発注・契約・支出行為は、当該通知書の日付以降から可能となります。
- (2) 交付決定額は審査結果や予算の都合等により、助成金申請額から減額する場合があります。
- (3) 交付決定後の金額は、実施事業の内容により減額される場合があります。
※実際に支出した対象経費が交付決定額よりも少ない場合、助成額は減額されます。
- (4) 交付決定後の経費の複数年度の変更、事業の振替（海外市場調査分を海外見本市出展に置き換える等）ことはできませんので申請時にしっかりと計画を作成したうえで申請してください。
- (5) 「令和6年度海外展開トライアルサポート事業費助成金」と本助成金を併用申請することはできません。
- (6) 既に本事業の交付決定を受け、申請日時点で助成事業を実施している事業者は申請できません。

2 他機関が出展のとりまとめを行う見本市・展示会等への出展時

国・市町村、又はそれらが設立主体の独立行政法人等（以下、他機関という。）が出展のとりまとめを行う見本市・展示会等については、以下に留意して下さい。

(1) 自社負担額での申請

出展料の中から、他機関支出分を差し引いた「自社負担額」にて交付申請してください。

○申請例（他機関支出分を差し引いている）		×申請例（他機関支出分を差し引いていない）	
出展料 80万		出展料 80万	
他機関支出分 (40万)	企業負担分 (40万)	他機関支出分 (40万)	企業負担分 (40万)
↓		↓	
企業の交付申請額 (40万)		企業の交付申請額 (80万)	
企業負担 (20万)	助成金 (20万)	他機関支出分 (40万)	助成金 (40万)
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ⊖ ✕ </div>	

(2) 他機関負担分の財源が国費である場合

助成対象経費のうち、他機関が支出している経費以外のものについて助成します。

①他機関支出分の財源に国費が入っていない場合				②他機関負担分の財源に国費が入っている場合			
出展料 80万		旅費	通訳費	出展料 80万		旅費	通訳費
他機関支出分 (40万)	企業負担分 (40万)	30万	5万	他機関支出分 (40万)	企業負担分 (40万)	30万	5万
財源：国費なし				財源：国費あり			
		助成対象				助成対象	

※本助成金財源の一部に、国の交付金である「地方創生推進交付金」が充当されており、県及び他機関での「同一経費に対する国費での助成」が禁止されているため。

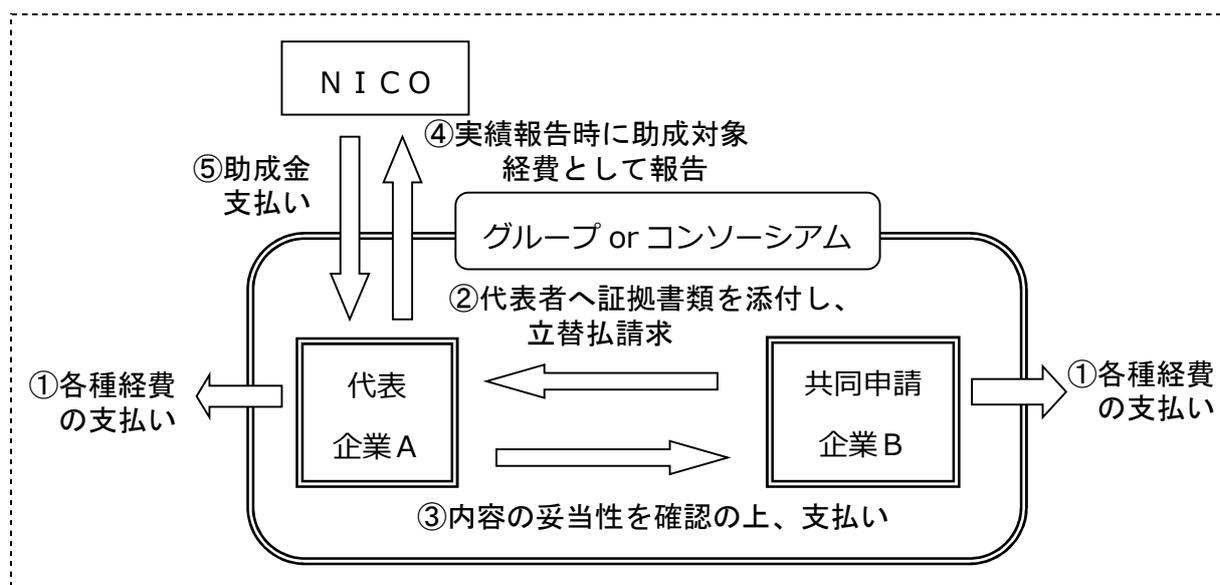
3 交付決定後の遵守事項

助成金の交付決定を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 助成事業の内容変更は原則認められません。
※助成事業は原則、採択・交付決定を受けた内容で実施するものですので、交付決定後の事業内容やターゲット市場（展示会）等の変更は原則認められません。
※事業実施の過程で、支出額が申請時予定から大幅に増減する場合は変更申請の提出が必要となります。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合は、速やかに承認を受けること。
- (3) 事業報告書等の提出書類を遅滞なく提出すること。実績報告にあたっては、助成対象事業の活動内容が確認できる疎明資料を提出すること。
※期日までに提出できない場合は助成金を受け取れなくなりますのでご注意ください。
- (4) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
※支払などの際に、他の経費と合算して支払などが行われた場合、その経費が対象外になる場合がありますのでご注意ください。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 事業実績（商談状況を除く）及び助成金交付額等について、NICOのホームページ上で公表することに同意すること。
- (7) 事業終了後3年間、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

4 グループ又はコンソーシアムによる共同申請に関する注意事項

- (1) 必ず代表企業（又は代表団体）を定めて申請をしてください。
- (2) 事業計画書は代表企業（又は代表団体）のほか、共同申請する企業も必要です。
- (3) 共同申請に係る経費の支払い及び助成金の支払いについては以下のとおりです。



※実績報告時（上記④）には、代表企業A、共同申請企業Bの支出証拠書類のほか、代表企業Aが共同申請企業Bに支払った証拠書類の添付も必要になります。

※共同申請企業Bの支出も助成対象経費とはなりません。本事業にかかる経費支出は原則、代表企業Aが支出することとしてください。

(別紙)

海外商流構築支援事業の外国旅行の宿泊費（一泊（朝食付）分）の助成対象経費上限額

区分	金額	国名・地域名
1 指定都市	19,300円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域
2 甲地方	16,100円	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。） ヨーロッパ大陸、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。） アラビア諸島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
3 乙地方	12,900円	大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。） アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア インドシナ半島（タイ、ミャンマー、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ラオス等）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ
4 丙地方	11,600円	アジア大陸 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。） 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ

※日本国内の前泊・後泊等の上限は1泊朝食付10,900円（税込）